

地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス

デイサービス アビリティ中央 運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人株式会社 NEXT STAGE が開設するデイサービス アビリティ中央(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所サービスにあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス アビリティ中央
- ② 所在地 浜松市中央区中央二丁目9-7 中川ビル101号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 単位ごとに1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

- ・生活相談員 1名以上
- ・看護師 1名以上
- ・介護職員 2名以上
- ・機能訓練指導員 1名以上

生活相談員は利用者・利用者家族から施設のアセスメントをとり、目標設定、フォローアップ等を随時行う。また担当ケアマネージャーとの連携を図りながら市区町村の職員等に報告する。

看護師は利用者の医学的情報を把握する。施設利用時の身体の調子に留意しながら他の従業員とともに情報を共有し身体的・精神的サポートを行う。

介護職員は利用者生活全般の介助を行うとともに身体の調子を把握し他の従業者と共に利用者の身体的・精神的サポートを行う。

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を送る上で必要な身体的能力の維持・向上を図るために訓練内容の立案・実施・フォローアップなどを随時行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

- ③ サービス提供時間 1 単位目午前9時00分から午前 12 時00分まで
2 単位目午後1時00分から午後4時00分までとする。
- ④ 延長時間 提供時間前 午前8時30分から午前9時00分まで
提供時間後 午後4時00分から午後4時30分まで

(指定通所地域密着型介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条

1 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額から介護保険負担割合証又は介護保険被保険者証による割合に基づく。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ 趣味活動の支援
- ⑤ アクティビティ
- ⑥ 生活等に関する相談及び助言

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、往復で1キロメートルあたり100円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。

4 飲み物代は、100円を徴収する。

5 おむつ代は、パンツタイプ150円/1枚、尿取りパット50円/1枚を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浜松市中区：相生町 旭町 池町 瓜内町 海老塚町 浅田町 板屋町 海老塚 尾張町 鍛冶町 上浅田 神田町 鴨江町 北寺島町 元目町 春日町 鴨江 北田町 木戸町 紺屋町 肴町 鹿谷町 十軒町 神明町 助信町 栄町 佐鳴台 塩町 蜷塚 下池川町 新津町 菅原町 砂山町 大工町 高町 千歳町 寺島町 伝馬町 常盤町 富吉町 田町 中央 天神町 利町 中島町 茄子町 平田町 西浅田 野口町 中島 中山町 名塚町 成子町 西伊場町 布橋 法枝町 八幡町 早馬町 東田町 船越町 細島町 旅籠町 東伊場 広沢 文丘町 松城町 森田町 三組町 南伊場町 元魚町 元浜町 山下町 山手町 龍禅寺町 連尺町 神田町
南区：瓜内町 三島町 本郷町 西伝寺町 東区：植松町 将監町 とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

①送迎時間

予め、利用者様の要望をお聞きした上、当事業所で決めさせていただきます。

道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることもあります。

②服装等

活動しやすい服装でご参加ください。上履き・着替え・紙おむつ等はご持参ください。

③健康管理

- ・活動の開始及び終了時には、職員により健康チェックを致します。
- ・食前食後の飲み薬・点眼薬及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼ等をご持参くだされば、可能な範囲で処置のお手伝いをします。
- ・当事業所は、医療機関ではありませんので、診断・治療・薬の処方・販売はできません。

④金銭、貴重品の管理

人の出入りの多い場所です。多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

⑤設備・器具の利用

利用者様のための設備・器具は、職員の指導のもとでお使いください。

⑥喫煙

敷地内は喫煙禁止区域になります。利用中の喫煙はお控えください。

⑦宗教活動

個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止といたします。

⑧ペットの持ち込み

団体生活の中で個々人の嗜好、趣味が共通でないこと等から、禁止させていただきます。

⑨各種書類への同意署名

個人情報使用同意書に署名をしていただきます。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 NEXT STAGE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。